

ISSN 1342-5269

中央 労働時報

第1159号
臨時増刊

第67回全国労働委員会連絡協議会総会経過概要

一般財団法人

労委協会

第二議題

取消訴訟提起と救済命令の実効性確保

——経験と見解の交流——

(北海道労働委員会公労使提案)

○井上議長(大阪・公)　ただいまから第二議題「取消訴訟提起と救済命令の実効性確保」の審議に入ります。私は大阪府労委の井上でござります。

秋田県労委の三浦使用者委員です。皆様の御協力をいただきながら進行させていただきます。

提案理由説明

公益委員(北海道)　道幸 哲也
北海道労働委員会から提案させていただいた第一議題の提案理由を説明いたします。

不当労働行為事件の解決は、迅速かつ実態に見合った解決が要求されます。その点では「和解」が重視されます。他方、一旦救済命令の交付の段階になりますと、実効性のある救済が要請されます、この救済には三つの問題があると思います。一つ目は救済命令について、どのような救済命令を出すかという裁量の問題です。二つ目は司法審査、救済命令に対しても、いは救済命令を発した後、その履行がなされない場合の、いわゆるサンクションの在り方の問

題です。サンクションのレベルになると、労組法は確定命令違反に対する過料、これは労組法第三十二条で規定されており、他方、確定判決の場合、つまり取消訴訟が提起された後に判決が確定した場合には、第二十八条で刑事罰が科せらるという二つの仕組みがあります。

今日のテーマではありませんが、一つ目について調べたところ、昭和二十四年に労組法の改正がなされた際に、不履行は一日に付き過料額一〇万円というのが既に定まつておまりまして、六年間過料額は全く上がらなかつたという特徴があります。ただ、今日の労組法改正で、一日の不履行という部分以外については一〇万円が五〇万円になり、その意味では一定の過料額の高額化が図られておりますが、それ以外の部分については昭和二十四年と同じ過料額ですから、これはこれで一つの問題だと思います。

他方、今日のテーマの二番目、いわゆる確定判決違反の刑事罰については、実務的にも学説的にもほとんど研究されておらず、言及もされていないという状況です。おそらく、確定判決違反も確定命令違反も、そういうサンクションの不十分さゆえに、実務的には労働委員会よりもむしろ司法救済、特に團結権・團交権侵害を理由とする損害賠償事件が起きてくる原因

は、命令の強制力のなさにあると言えるのではないかと思います。ところが、最近、北海道労働委員会で労組法第一八条についての事件が

発生し、この問題について委員会内部でいろいろな議論をして、はつきり言えば貌然としない結論になったことから、今回議題提起をさせていただきました。

お手元の総会資料七頁にございますが、この事件は賃金等の遅配が続いたことから、従業員が組合を結成し、会社に対して未払賃金の支払いを求めたというものです。その支払いについては合意がなされましたたが、組合はその賃金債務を結約を締結しました。ところが二回目の支払いがなかつたことから、組合がその不履行について団体交渉の開催を求めたところ、会社の代表者は組合との連絡を絶つて団交を拒否したので、会社のこのような行為が労組法第七条の

第二号

ないし第三号に違反するということ、

組合から救済申立てがあり、道労委は会社に対し、和解契約の未履行部分の速やかな履行、誠実な団体交渉、誓約文の手交という三つの救済命令を発しました。

会社は当該救済命令について取消訴訟を提起したので、道労委は緊急命令の申立てを行います。一方、緊急命令違反に対しても、過料により暫定的な履行が確保されていますが、他方、命令が本件のように確定判決によって支持された場合には、第二十八条による刑事罰が適用されます。ここからが提案理由になりますが、確かに刑事罰によるサンクションというのは、抽象的に言えば強制力が非常に強いのですが、「命令の名宛人は法人とすべきである」という昭和六〇年の済生会中央病院事件の最高裁判決が確定しているため、個人企業の場合は別ですが、法人の場合は法人を名宛人に

知(労働委員会規則第五〇条第二項)を検察官に発しましたが、検察官は不起訴と決定しました。なぜ不起訴にするのかということ、刑事訴訟法第二六一条に依拠して不起訴理由の開示を求めたところ、検察官からは嫌疑不十分という回答がありました。道労委としては「これだけでは納得できませんので、事務局職員に内々の話を聞いてもらったところ、結局、経営破綻のために命令の履行が現実的に不可能であり、既に和解金の支払いができない状況だ」ということから、違反の有無について嫌疑不十分により不起訴処分となつて一件落着、我々にとっては落着ではないのですけれども、検察官としては、この事件は不起訴処分で終わつたということがあります。

発したが、検察官は不起訴と決定しました。なぜ不起訴にするのかということ、刑事訴訟法第二六一条に依拠して不起訴理由の開示を求めたところ、検察官からは嫌疑不十分という回答がありました。道労委としては「これだけでは納得できませんので、事務局職員に内々の話を聞いてもらったところ、結局、経営破綻のために命令の履行が現実的に不可能であり、既に和解金の支払いができない状況だ」ということから、違反の有無について嫌疑不十分により不起訴処分となつて一件落着、我々にとっては落着ではないのですけれども、検察官としては、この事件は不起訴処分で終わつたということがあります。

する、つまり使用者が法人であるということになります。

その場合、禁錮刑をどう考えるかということです。禁錮刑が可能かという問題と、誰に対しうできるのかという問題があるわけです。罰金は考えようすけれども、禁錮刑については実効性、つまり本当にそのようなことが可能かといふことでは大きな疑問があります。また、先

確定期命の方が不履行が継続して額が何百万円という形で青天井で増えていくケースもありますから、それに比べると、刑事罰とはいへ罰金一〇〇万円というのは必ずしも高くはありません。むしろ確定判決違反は、確定命令違反よりもサンクションの力としては弱い部分があるということをどう考えるかというのが疑問です。

もう一つ大きな問題は、刑事罰の問題になると、検察官の起訴が必要になりますし、いわば最後のさじ加減を検察官がするということです。そうした検察官の裁量について労働委員会として十分なチェックができない、特に不当労働行為の救済というのは刑事罰としても非常に特殊な形ですから、検察官の理解を得るのはなかなか難しいのではないか。特に、本件のように事件が嫌疑不十分として処理されますと、労働委員会としては言葉どおり釈然としないわけです。そのようなことで、このような問題

について全国的にどのような状況にあるのか、例えば、実際に起訴されたり、有罪とされた例があるのか、そういう例がない場合でも、このような形のサンクションというのは今も存続させておく意味があるのだろうかということです。

解釈論的にはいろいろな解釈の余地があると思いますが、私としてはむしろ立法的に解決すべき問題ではないか、仮にそのようになればどのような立法構想があるだろうか、という二点で提起した次第です。他都府県の労働委員会もそうかもしませんけれども、北海道労働委員会は、最近は救済命令を発した後、再審査の申立てがなされることが多いのです。再審査は中労委ですから、都道府県の労働委員会は案と言えば案ですが、取消訴訟が提起されるケースも最近増えておりますから、今言つたような問題が一般化する可能性もあると思います。

特に、取消訴訟を一旦提起して、すぐ負けてしまって、後は刑事罰の対象になるわけですが、嫌疑不十分の可能性があれば、強制力の面で不十分な点が残りますから、検察官の運営の仕方によつては労働委員会制度の根幹が揺らぐということです。昨日の第一議題ではあつせんとか和解などの労使関係の調整的な側面が議論されましたが、一軒、和解がうまくいかなければ救済命令、つまり強制力の世界になるわけです。強制力の世界であれば、労働委員会として

は厳正な実施が社会的な役割ではないかと思ひます。さらに労働委員会命令の厳格若しくは厳正な実施があつて、初めて和解が効果的に行われるという機能的な関連もあります。今言った第二八条をどう考えるかということについて、是非いろいろな御意見を伺いたいと思います。以上がこの議題を提案した理由です。

意見発表

公益委員（神奈川）石黒 康仁

設問の順に意見を述べさせていただきます。まず、当委員会において、検察官に対して不履行通知をしたという事例はありません。ただし、現行確定判決が出て、それに対して検察官に不履行通知をするかどうかという事案を一件抱えております。それは当委員会が誠美団交応諾、その他救済命令を発したことに対して、会社側が取消訴訟を提起し、第一審、第一審と請求棄却、そして今年一月に最高裁で上告棄却ある

その他の救済命令を発したことに対する問題があります。

今回の不起訴理由は嫌疑不十分ですが、これは一般に嫌疑があるのだけれども証拠が十分ではない場合をいいます。道労委の命令内容から判断すると、和解金の履行がなされていない、あるいは誓約文の交付がなされていないという理由で嫌疑不十分と判断されたとしても、これは作為命令ですから、内容を履行したか否かはつきりしています。にもかかわらず証拠不十分と検察官が判断した事情については、よく分からぬところがあります。そうした場合、起訴便宜主義に対して検察審査会に審査申立

ますが、そのような事案を一件抱えております。

設問二ですが、道労委から説明があつたように、緊急命令等に違反する場合は過料、確定判決の場合は行政刑事罰としての禁錮、罰金であります。後者は、いわゆる司法権の行使である裁判所の確定判決に違反するということで、違反の程度、反社会性、反規範性が高いことから刑事罰になつてゐるわけですが、実際問題として、行政罰と刑事罰とことでその制度あるいは手続が抱えている根本的な問題といつものがあるわけです。道労委員の話にもあつた、検察官のさじ加減でいかようにもなる、これを我が国では起訴便宜主義と言つております。必ず起訴しなければいけない起訴法定主義に対して、検察官の裁量が認められている中で検察官の権限行使をいかにしていくか、そのあたりの問題があります。

は一般的に嫌疑があるのだけれども証拠が十分ではない場合をいいます。道労委の命令内容から判断すると、和解金の履行がなされていない、あるいは誓約文の交付がなされていないという理由で嫌疑不十分と判断されたとしても、これは作為命令ですから、内容を履行したか否かはつきりしています。にもかかわらず証拠不十分と検察官が判断した事情については、よく分からぬところがあります。そうした場合、起訴便宜主義に対して検察審査会に審査申立

てができないでしようか。昨今、検察審査会の権限行使についてはいろいろと騒がれておりますけれども、告訴、告発、請求等の要件については申立権者が限られているということであり、あるいは、公務員の告発義務というものが刑訴法で規定されていますが、検察庁に告発し、不起訴であれば検察審査会に申立てをするといったことも、今後は検討していく必要があるのではないかと思いました。

また、命令の内容が一義的に解釈できるペックペイの支払い、誓約文の交付などははつきりしているのですけれども、当委員会が抱えている誠実團交認諾については、それに応じたかどうか、誠実に対応しているかどうかというのは、判断が大変難しいところがあります。そういうところについての蓄積、経験のある労働委員会の判断をいかに検察官に理解させるか。労組法規定についてあまり経験がないと言つたら失礼かもしれませんけれども、そうした検察官に対して不履行の事実を説得し、いかに理解してもらうかが課題ではないかと思つております。

また、労組法の規定の中では、刑罰を科する対象、つまり処罰の対象が「その行為をした者」と規定されていることで、これがどのような者を対象としているのか。過料の場合には労組法は「使用者」と規定しているのですが、確定命

令違反の刑事罰の場合は「その行為をした者」と規定されています。そこでいろいろな見解の対立というか、考え方があるようです。法文の解釈からすれば、「使用者」と「その行為をした者」と分けていいわけですから、やはり実際に命令違反の行為を行った者、救済命令で実際についた行為をなすべき者ということで、代表取締役や労務担当の執行役員などといった自然人、個人が客体になるのではないかと考えております。そのあたりの、使用者あるいは自然人か否かというところの解釈、判断がなかなか難しいために、道労委のケースとは違うかもしれません、検察官が起訴を躊躇するという」とも出て来るかもしれません。

また、道労委の事例で分かりましたのは、緊急命令を発したのだけれども、要是確定判決までの一時的な効力でしかない、それが本ケースでは控訴期間の経過により二週間で効力を失つてしまつたということです。昨今は、そうした緊急命令を本案の判決と同時にするという事例が多いと聞いております。当委員会の先ほどのケースも、緊急命令の申立てをしてから、やはり本案判決と同時に出されているのですけれども、二年かかっております。審査の実効性の確保、団結権の保障といったものが果たして徹底されているのかどうか、その点は疑問なしとしません。

そのことで、設問に対する感想を含め

いろいろと述べましたけれども、そういったことを踏まえて、設問三の立法により解決する方法はないだろうかということを考えますと、まず先ほどの検察官の起訴便宜主義といいまして、取消訴訟を経ずに確定した救済命令に対して使用者が従わずに裁判所へ通知した例、救済命令取消訴訟において緊急命令の申立てをした例、確定判決で支持された命令は運用の問題ですから、今後、委員会あるいはそれぞの当事者が裁判所に働きかけて、早期の命令を出していく、そのような運用で解決できると思います。立法的ということになりますと、先ほど申し上げた「その行為をした者」と規定して、過料の場合と同じように解釈して、そういうことについて、例えば、「使用者」と規定して、使用者とその行為を行つた者の両者は法人と代表者を处罚するという両罰規定、税法違反などでよくありますけれども、そのようなところで使用者とその行為を行つた者の両者を处罚するという両罰規定といった形での立法的解决が考えられるのではないかと思います。

いずれにしても、事例がどれだけあるのか、やはり本案判決と同時に出されているのですけれども、二年かかっております。審査の実効性の確保、団結権の保障といったものが果たして徹底されているのかどうか、その点は疑問なしとしません。

つまり、改正をするだけの立法事実があるのか、た場合で多くの事例を集積して、更に精査、検討していく必要があると思つております。以上で私の意見発表を終了いたします。

第二議題について見解を表明いたします。まず、設問一についてですが、岡山県労働委員会においては、取消訴訟を経ずに確定した救済命令に対して使用者が従わずに裁判所へ通知した例、救済命令取消訴訟において緊急命令の申立てをした例、確定判決で支持された命令は使用者が従わずに検察官に通知した例はいざれもございません。しかしながら、労働委員会の救済命令の実効性については、確定した命令を履行しなかつた場合に罰金や過料が科せられることで担保されているわけであり、議題の事案のように、検察官に通知しても嫌疑不十分で起訴にならないという事象が起つてゐることは、救済命令の根幹に関わる大変重大な問題であると認識しております。先ほど神奈川県の委員の方も言われておりましたけれども、検察審査会の活用といつたことも視野に入れられた対応が必要ではないかとも考えております。

また、設問二の裁判所での審理を経て確定した命令と、命令後、そのまま確定した命令で、実効性を確保する手段が刑事罰と行政罰とで異なることについては、この行政罰は不履行期間に応じて過料の額の上限が加算されいくという制度になつてゐるため、刑事罰ではないから実効性には欠けるというようないくつかの意見を述べておきます。以上であります。確定判決により支持されている命令

は、検察官も刑罰権の発動を求めるやすいだろう

といったことも考えられますから、両者の違いはやむを得ないことのようにも考えておりま

す。一方、救済命令の内容について考えたとき、救済命令が名宛人にどのような行為の履行を求めているのか、命令の履行を担うのは具体的に誰かなど、命令内容の一層の明確化が求めら

れていると思つております。

設問三についてですが、例えば確定判決により支持された救済命令に従わない場合、命令の行為を行つた者（実行行為者）を罰する両罰規定によることが考えられるのではないかと思

います。最初にお話ししたように、岡山県労働委員会では設問のような事例はありませんでした。が、最近、当労働委員会の救済命令に対し、中労委での再審査と行政訴訟が同時に係属した事例があります。非常に興味深い事例だと思ひますので、ここで御紹介したいと思います。

事件は、会社が、病気のため休職中であった組合員Xを整理解雇した後、Xの解雇撤回等を求めて組合が申し入れた団体交渉に応じなかつたことが不当労働行為であるとして救済申立てがあつたもので、岡山県労働委員会が誠実団交応諾及び文書手交を命じました。この命令に対しても、会社は岡山地裁に取消訴訟を提起し、組合は救済命令の内容について、組合が求めた文書掲示を文書手交に変えたことが不服

であるとして再審査申立てを行いました。

一方、岡山県労働委員会への救済申立ての後、ほどなくXは会社を相手方として地位確認、賃金請求の民事訴訟を地裁に提起いたしました。同一

の事案について、中労委での再審査、それから初審命令に対する取消訴訟、民事訴訟の三つが同時に進行するという事態になつたわけです。

その後、会社が提起した県労働委員会に対する取

消訴訟は第一審請求棄却、控訴審控訴棄却となりました。一方、中労委における再審査においても、県労働委員会取消訴訟の控訴審判決前に、組合の再審査申立てが棄却されました。ここで会社がこの控訴審判決に対し上告せず、また組合が再審査命令に対する取消訴訟を提起しなければ、一方で同一内容の命令が確定判決により支持され、一方で再審査において維持されるという事態が生じるわけです。この場合、命令の履行状況を確認するのは県労働委員会の中労委なのか、あるいは不履行の状態であった場合、確定判決により命令が支持された場合の手続に進むのか、それとも取消訴訟を経ず、確定した命令違反に対する手続に進むのかといった問題が生じることになります。

しかし、再審査の結果、中労委は県労働委員会の効力は維持されたままであり、また使

用者である会社は再審査申立てではなく、取消

訴訟を提起したわけですから、この場合の手続

としては、確定判決により救済命令が支持された場合の手続によるものと考えられます。この

岡山県労働委員会のケースでは、再審査の結論

と取消訴訟の結論が一致したわけですけれども、仮に両者の結論が異なつた場合、すなわち

再審査において組合の請求を認めて、救済内容に係属するようになった場合、両者の関

係はどうなるのか、こうしたことが法律では想定されていないのではないかという御指摘も

あります。が、実際にこのようなケースがあつたことから、対応については非常に興味深いもの

があると考えております。

ところで、当労働委員会のこの事件の経過で

すけれども、組合員Xが岡山地裁に提起した地

位確認、賃金請求の民事訴訟においては和解が成立し、組合も救済命令の履行を求めることがなり、命令履行の確保の問題は消滅いたしました。このような経緯をたどつたわけですけれども、当労働委員会ではこのように興味深い事例がありましたので、ここに御紹介し、私の意見を発表いたします。御清聴ありがとうございます。

まず、設問一についてですが、滋賀県においては、今述べたように、近年は命令交付事件が多いわけですけれども、昭和三一年以降、行政訴訟の提起がない状況にあります。同種の事例はありません。

次に、設問二についてですが、①から③に示された具体的な問題を、救済命令の実効性確保という視点からどのように考えるかという趣旨であると理解し、以下のとおり検討いたしました。

まず、①の問題ですが、これは次の②で挙げ

したので、その内容を発表いたします。

その前に、滋賀県における審査事件の現状について、少しだけ説明させていただきたいと思います。リーマンショック以降、非正規雇用労働者の派遣切りや雇止めに関する案件の増加が目立ちまして、新規申立件数は平成二二年は六件、平成二三年は一〇件と増加しております。

平成二三年は三件と、やや落ち着いたところではあるのですが、新規あるいは繰越しを含む年間取扱件数は、平成二一年から三年連続で一〇件を超えるという状況です。また、特徴的なものとして、平成二三年へ繰り越した一二件がすべて合同労組からの申立てでして、終結状況はそのうちの八割である九件が命令の交付で、和解の割合が低い傾向が見られました。このような状況をお伝えしたところで、発表に入らせていただきたいと思います。

まず、設問一についてですが、滋賀県においては、今述べたように、近年は命令交付事件が多いわけですけれども、昭和三一年以降、行政訴訟の提起がない状況にあります。同種の事例はありません。

次に、設問二についてですが、①から③に示された具体的な問題を、救済命令の実効性確保という視点からどのように考えるかという趣旨であると理解し、以下のとおり検討いたしました。

られている労組法第二八条の「その行為をした者」について、いくつかの解釈がある中で、現実に救済命令に違反する行為を行った自然人には限られるとする説が前提になつてゐるようになります。そうすると、確定判決によつて救済命令が支持されるに至つた場合、救済命令の名宛人が労組法第二八条の罰則対象にならなければ、救済命令の実効性といふ可能性があるため、救済命令の不履行を助長することにならないかという問題を指摘することができると思ひます。

次に、(2)の問題ですか。労組法第一八条で規定する「その行為をした者」が、具体的に明らかに定められていないことから、(1)で述べた解釈以外にも、救済命令が使用者を名宛人とする場合の場合は法人そのもの、あるいは法人そのものと法人の代表者とする説であつたり、法人、個人を問わず、使用者及び使用者のために実際に違反行為を行つた工場長、担当重役などすべてとする説など、いくつかの解釈が示されております。当県において、検討に際して前提とした「現実に救済命令に違反する行為を行つた自然人」と解する場合であつても、例えば厚生労働省の解説書では、「使用者が法人である場合には、労働委員会の命令の履行を確保すべき立場にあり、実質的にその権限を有する者」とあって、担当部局の責任者や法人の代表者など

が挙げられているわけですが、実際には具体的な特定が困難であると言われております。しかし、救済命令の実効性という点からみた場合、刑事罰の対象者の特定が困難であるということとは、刑事罰の適用を回避させる、ことにつながらないか、その点が懸念されるといふです。

次に、③の問題ですが、本案判決が確定して緊急命令が執行されるとなると、実効性確保措置は労組法第二八条の刑事罰になる、これは先ほどお話があつたところですけれども、しかしながら設問の本件でも示されているように、事実上、緊急命令が機能せず、更に労組法第二八条の刑事罰も科せられないとすれば、使用者は取消訴訟を提起することにより制裁を免れることになります。取消訴訟が提起された場合には、救済命令に対する実効性確保措置の意味がほとんどなくなるということになりかねません。取消訴訟が提起された場合には、救済命令に対する実効性確保措置の意味がほとんどなくなるということになります。

定されているのだと思われますが、それが現実には機能していないことに加えて、取消訴訟の提起によって別の弊害を生じさせ得るところが望ましいのではないかと思います。ただその場合、確定判決で支持された命令に違反した場合の罰則の対象も、救済命令の名宛人と同一とすること、すなわち法人も含めた使用者とすることが望ましいのではないかと思います。

次に、暫定的、一時的な措置としての緊急命令の機能を重視するとすれば、それが本来の機能を發揮し得るように、より迅速に判断される方法も検討する必要があるのではないかと考えます。なぜ緊急命令が本案判決と同時に発せられるのか、この点についてはいろいろな理由があると思いますが、例えば緊急命令の必要性だけではなく、救済命令の適否自体を裁判所が厳密に審査している点も指摘されています。そういうふうであるとすれば、緊急命令本来の実効性を高めるためには、救済命令に重大な疑義あるいは明白な誤りがなければ、必要性審査にとどめるということを明確にすることとも考えられるのではないかと思います。

このほか、労働委員会制度の機能を重視してより直接的な実効性確保措置が取れるようになります。例えは、救済命令に対しても使用者が取消訴訟を提起した場合でも、救済命令の効力は停止されないわけです。

から、その場合にも救済命令自体の不履行に対する何らかの措置、例えば過料を科すような措置を設けることなども考えられるのではないかと思つております。もつともこの点について検討をする問題点もありますので、ここでは指摘するにとどめたいと思います。以上をもちまして、滋賀県労働委員会の意見発表を終りました。御清聴ありがとうございました。

労働者委員（兵庫） 那須 健

先に述べられましたお三方と若干重複する部分もあるかと思いますが、本議題について私の考え方を述べたいと思います。

まず、設問一についてですが、兵庫県労働委員会では平成元年以降、確定判決により支持された救済命令について不履行通知をした事例はありませんでした。

次に、設問二の緊急命令及び確定命令の不履行に対する罰則は行政罰の過料であるのに對して、確定判決により支持された救済命令の違反に対する罰則は刑事罰とされていることに對してどう考えるかについてですが、いずれも支持された救済命令違反の場合は実質的に確労働委員会命令違反に対する罰則という点に決定判決に対する違反の意味を持つことになりおいては共通しているものの、確定判決により

— 26 —

確定判決により支持された救済命令違反の場合の方が責が重くなるという取扱いの違いは、妥当なものと考へております。

ところが、確定判決により支持された救済命令の違反の場合を刑事罰として、二つの問題があるのではないかと考えております。その一点目は、刑事罰であるがゆえに、起訴については検察官に委ねられていること、二点目は、現行の罰則規定では禁錮の規定がありますけれども、一体誰を禁錮刑に処するのか、規定中の「その行為をした者」の概念が明確でないことです。さらには、罰金の上限が一〇〇万円と定められているのに対して、過料は五〇万円、さらに不履行の日数が五日を超える場合は、その日数一日につき一〇万円を加える金額以下ということになっており、不履行日数によっては、過料に処した場合の金額が罰金額を上回るという体系にも問題があると思つています。

そこで一点目の問題についてですが、確定判決により支持された救済命令違反の場合は刑罰ですから、検察官の起訴が必要となります。そこで二点目の問題についてですが、起訴については検察官に委ねられていること、二点目は、現行の罰則規定では禁錮の規定がありますけれども、一体誰を禁錮刑に処するのか、規定中の「その行為をした者」の概念が明確でないことです。さらには、罰金の上限が一〇〇万円と定められているのに対して、過料は五〇万円、さらに不履行の日数が五日を超える場合は、その日数一日につき一〇万円を加える金額以下ということになっており、不履行日数によっては、過料に処した場合の金額が罰金額を上回るという体系にも問題があると思つています。

明らかになった場合、検察官の職権発動と裁判所による厳正な罰則の適用が必要不可欠であると考へております。

先ほども述べたように、兵庫県労働委員会では平成元年以降、確定判決により支持された救済命令について不履行通知をした事例はあります。簡単に紹介いたしますと、不履行通知後、命令がほぼ履行されたと判断されたのが一件、裁判所によって過料に処する旨の決定がなされたのが二件です。この二件は、賃金の是正としてのバックペイを命じられた事例で、いずれも当委員会からの履行状況の照会に對して、被申立人である会社からの回答がなかつたため、委員会で履行状況を調査し、不履行の事実を確認した上で、裁判所に不履行通知を行つたものです。これに対して裁判所は、一件は一〇〇万円、もう一件には七〇万円の過料を命じております。つまり、労働委員会の不履行通知に対しても適切な過料を科しており、裁判所に直接不履行通知を行えば、裁判所はそれなりに對応をしていただけるということです。

それに対して、本議題では和解契約の履行、誠実な団体交渉、誓約文の手交を内容とする救済命令を発した後、行政訴訟が提起され、命令が確定判決によって支持されております。会社は命令を履行せず、行政訴訟を提起するだけで、口頭弁論に全く出頭せず、判決後、控訴もしていません。会社の命令不履行については、労働委員会が調査して明らかになっているといふことですので、その上で確定判決によつて命令が支持されている、このような事例について罰則が適用されないようでは、労働委員会命令の理由を嫌疑不十分とする検察官の回答にはいろいろな理由があろうかと思いますが、労働委員会が行つた履行調査の結果をどのように考へているのか甚だ疑問に感じております。

ことに躊躇することも考えられるのではないかと思います。

そこで、不当労働行為救済命令の不履行を決定した者の責任に応じて禁錮刑を求めるといふ考え方もあるかもしれません。検察官にそのようなことを求めるのもなかなか難しいと思われますので、一つの提案として、例えば禁錮刑の対象となるのは法人の代表者であるなどと明確になるよう法律を改正するなど、検察官がより起訴しやすい制度に改めることを検討する必要があると考えております。さらに、検察官に起訴を義務付けるような制度については、少年法において家庭裁判所から送致を受けた事件について検察官が原則として起訴を受けた事件の審議をしております。行政の検察官に起訴を義務付けるような制度については、少年法において家庭裁判所から送致を受けた事件について検察官が原則として起訴を義務付けられている例があることを除き、例のない現行制度では困難であるかもしれません。が、更に進んで確定判決により支持された救済命令の不履行については、手段の事由がない限り、検察官は必ず起訴しなければならないといふような強行規定を設けることを要望しています。以いとも必要ではないかと考えております。以上、私の意見発表とさせていただきます。御清聴ありがとうございました。

使用者委員（香川） 福家 正一
本件について、使用者委員の立場から意見を述べさせていただきます。

は、全部で一三件申立てがありました。一年に一件の割合で、まさにゼロ・ワン県であります。状況は、終結が八件で、内訳は取下げ五件、棄却一件、開与和解一件です。現在、係属中は五件です。このように、審査事件そのものが非常に少ないため、皆さんの参考になるかどうかわかりませんが、過去の記録や経験から私見を述べさせていただきます。

まず、設問一です。香川県労委において同種の事例を有するかですが、公益委員会議の記録によりますと、香川県労委における検察官通知の検討は、過去三回審議をしております。行政訴訟事件の確定判決はそれぞれ違いますが、事件の当事者はいずれも同じです。この事件の被申立人は私立の学園で、昭和五〇年から平成一年にかけて、原職復帰、バックペイなどで争つており、三〇数件という申立てがなされ、そのほとんどが中労委を経て、裁判は最高裁にまで係争しております。最終的には、平成一年に、地労委、中労委、裁判所で係属していた二〇数件の事件すべてが東京地裁で和解しております。

この一連の事件の中で、東京地裁の緊急命令、原職復帰命令に違反して一年六ヶ月も履行せず、また履行する意思すら示さないで、緊急命令を軽視しているとして、中労委の不履行通知を受け、高松地裁が平成九年に過料に処した額が五〇〇万円という高額になつた事件があり

ました。高松高裁、最高裁まで抗告されました。が、却下され、五〇〇万円の過料が確定いたしました。この五〇〇万円の過料が学園側に負担となり、平成一年に和解により事件が終結しました。このように、過料も可能となつております。

設問二ですが、行政罰と刑事罰の取扱いの違いについて、救済命令の実効性確保の観点からどのように考えるかです。まず、①の名宛人の対象者の違いですが、行政罰である過料は行政上の秩序罰で、金額での罰則であるので、救済命令の名宛人の使用者が法人であるときは法人自体に科せられるということです。一方、刑罰である刑罰は、「一年以下の禁錮若しくは一〇〇万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する」となっております。私は刑事訴訟法には詳しくありませんが、法人を罰金に処することはできるでしょうが、法人を禁錮に処することはできないかと思います。

労働組合法第三十二条では、労働委員会の救済命令に対し使用者が再審査の申立ても取消しの訴えも行わなかつた場合は救済命令が確定し、その救済命令に違反した場合は、行政罰である過料の定めよりも履行の強制を促す機能は強いものと思われますが、前述括弧書きの定めにより、過料でも活用次第では一定の履行強制の効果は期待できるのではないかと考えます。ただ、手続的に労働委員会が調査により違反事實を把握し、公益委員会議の決定を経て、裁判所に通知することになります。その通知があつても、取り上げるか否かは裁判所の職権で行われ、どれだけの額にするかも裁判所の裁量によることになりますから、履行強制力において少しもどかしさを感じるというのが実感です。

付きで「なお作業命令の違反に対する不履行日数が五日を超える場合、一日につき一〇万円の割合で算定した金額を加える」となつており、上限が設けられておりません。結果として、相当高額の過料も可能となつております。先ほど紹介した本県の審査事件では、平成九年に使用者に五〇〇万円の過料が科せられたことにより、その後、当該事件とも関連する他の取消訴訟事件の和解を促す一つの契機ともなりました。また、労働組合法第二十八条では、労働委員会の救済命令が確定判決によって支持された場合の違反に対しては、一年以下の禁錮若しくは一〇〇万円以下の罰金となつております。一般的には、刑罰による威嚇の方が、行政罰である過料の定めよりも履行の強制を促す機能は強いものと思われますが、前述括弧書きの定めにより、過料でも活用次第では一定の履行強制の効果は期待できるのではないかと考えます。ただ、手続的に労働委員会が調査により違反事實を把握し、公益委員会議の決定を経て、裁判所に通知することになります。その通知があつても、取り上げるか否かは裁判所の職権で行われ、どれだけの額にするかも裁判所の裁量によることになりますから、履行強制力において少しもどかしさを感じるという

次に②で、労働組合法第一八条で規定する「その行為をした者」に禁錮や罰金、あるいは併科するとなっています。罰金は、先ほどの宛人の使用者の解雇に法人、あるいは法人の代表者、代表取締役、工場長、担当重役などの自然人が考えられます。しかし、禁錮は法人に科することとはできないので、自然人に限定されると思われます。次に、救済命令の名宛人である使用者が法人である場合、その事件に対し取消訴訟が提起されたが、命令支持判決があつた場合は、違反に対し「その行為をした者」に対し刑罰が科せられることになります。対象者が異なることについては、いろいろな説があると承知していますが、法文上は第二八条では対象者使用者とはせず、「その行為をした者」と書き分けていること、罰則で禁錮を規定していることを考慮すれば、罰則の対象は救済命令に違反した自然人とみるのが自然だと思われます。

次の③の緊急命令は読んで字のごとく、裁判所が緊急に命令しなくては不当労働行為によって解雇された労働者の生活が困窮したり、分配、介入によって組合に回復することができない損害が生じたりするおそれがあります。また条文上、効力は判決の確定に至るまでとなるており、判決が出される前に緊急に命令されなければ、提案のように事実上機能しないことになります。緊急命令は効果はありませんが、裁判所がどれほど理解して命令を出してくれるかが問題です。しかし、労働委員会としては、制度を活用することが重要と思われます。また、訴訟になつた場合、第二七条の二〇に規定する緊急命令が発せられ、その違反に対しても確定救済命令の違反と同じく過料に処せられることがなっています。先ほど紹介しました審査事件ですが、緊急命令を履行していないとして中労委から高松地裁へ通知が行われ、裁判所の決定により過料に処せられています。ただ、設問にある緊急命令を本案判決と同時にすることの問題点については裁判所の取扱いの問題であり、意見を持ち合わせてはおりません。

最後に設問三の立法による解決方法ですが、救済命令の実効性確保の点から、設問一、設問二の問題点の指摘について、過去に申立てのあった審査事件について検討しましたが、冒頭に報告したとおり最近は事件数が少なく、ノウハウ、経験が蓄積されておらず、自信を持って申し述べる意見もありません。ただ、使用者委員の立場から言わせていただきますと、何かも刑事罰化することは、本来の自主的、主体的各県からいろいろな意見が発表され、私から特に付け加えて申し述べることはないような気がします。時間のこともありますので、手短に意見を述べさせていただきます。

私がこの北海道労委の議題を読んだときにまず違和感を持つたのは、「立法で解決するということをテーマに議論をしよう」という点でこうしたことは、たぶん北海道労委も御承知だと思います。それでもあえて議題として提起されたのは、先の点について「全く欣然としていない」ということであろうと推察いたします。私はおそらく中労委の方々は北海道労委の「欣然としない」という文意を十分汲み取られ、検察庁に理解を求める働きかけをするなどの対応をされるものと期待をするところです。

しかし、今回のテーマは「立法での対処」ということですので、そのラインに沿って「欣然としない」という点について考えれば、検察サイン判断を促す立法での対処としては、兵庫県労委の那須委員も述べましたが、「处罚対象者を明確」にすることではないかと思

ます。处罚対象者については、既に紹介されていますが、過料については救済命令の名宛人たる「使用者」と規定されていますし、刑罰については「その行為をした者」と規定されています。处罚の対象者については、名宛人たる使用者なのか、実際に行為を行った自然人なのか、このあたりがやはり判然としません。また、自然人であるならば、具体的にどのようなものを指すのか、あるいは禁錮刑が予定されているので法人は該当しないのかも、法文上は判然としません。こうした处罚対象が曖昧であることが、検察官の起訴、不起訴に何らかの影響を与えているとも考えられます。

それでは、具体的に处罚対象者を明確にするにはどうしたらいいか。労働関係調整法第三十九条は、これは公益事業について法所定の予告をせずに争議行為を行つたことへの罰則ですが、これを参考に労働組合法第二十八条を改めるという方法もあるのではないかと考えます。労働関係調整法第三十九条第一項は、「第三七条の規定に違反があつた場合においては、その違反行為について責任のある使用者若しくはその団体、労働者の団体又はその他の者若しくはその団体は、一〇万円以下の罰金に処する」とした上で、第二項において「前項の規定は、そのものが、法人であるときは、理事、取締役、執行役その他法人の業務を執行する役員に、法人でない団体であるときは、代表者その他業務を執

行する役員にこれを適用する」としています。こうしたことでの対象者を絞り込んでいます。労働組合法第二十八条も、同様の規定を設けることによって、対象者を絞り込むことが可能ではないかと思います。これは一つの例ですが、こうしたことによつて検察官の判断をサポートできるのではないかと考えます。

言い忘れていましたが、三重県は裁判所、検察官に対して救済命令の不履行について通知した事例はありません。以上で意見発表を終わります。

意見交換

○新井委員（群馬・公） 当委員会で、本件のテーマと関連のあるケースがありましたので、報告させていただきたいと思います。ただし、当委員会のケースは確定判決ではなく、確定した救済命令の不履行が問題とされています。それから、訴訟上の和解が存在していまして、やや特殊な要素もあります。

事案の内容ですが、保育園で組合が設立され、決定の告知は検察官のみに行い、検察官から、決して組合員を解雇したことをめぐつて救済が申し立てられた事案です。これに対し当委員会は組合の主張を認め、解雇を無効として当該組合員の原職復帰と賃金相当額の支払いを命じました。これに対して保育園側は再審査を申し立てました。そして、これと並行し

て解雇された組合員が保育園を被告として地位確認等の訴訟を提起し、救済命令が発されたことによって、対象者を絞り込むことが可能ではないかと思います。これは一つの例ですが、こうしたことによつて検察官の判断をサポートできるのではないかと考えます。

言い忘れていましたが、三重県は裁判所、検察官に対して救済命令の不履行について通知した事例はありません。以上で意見発表を終わります。

委員に対する再審査申立てを取り下げたため、当委員会は裁判所のした手続は非公開でその結果も公表しません。そこで、この和解の後に、保育園側が中労委に對する再審査申立てを取り下げたため、当委員会では、命令の確定後に両当事者に対して命令履行の状況報告を求めたところ、当該組合員は職場には復帰したもの、救済命令の原職復帰とは認められなかつたため、命令不履行と判断して地方裁判所に確定命令の不履行通知を行いました。それに対する裁判所の判断は、残念ながら不処罰というものでした。しかも、当委員会から不履行通知をした三日後に、当委員会のケースは確定判決ではなく、確定した救済命令の不履行が問題とされています。それから、訴訟上の和解が存在していまして、やや特殊な要素もあります。

事務局で確認した結果、不処罰の決定は法人の審査を行わない、いわゆる略式手続であつたことと、決定の告知は検察官のみに行い、検察官から、決して組合員を解雇したことをめぐつて救済が申し立てられた事案です。これに対し当委員会は組合の主張を認め、解雇を無効として当該組合員の原職復帰と賃金相当額の支払いを命じました。これに対して保育園側は再審査を申し立てました。そして、これと並行し

て解雇された組合員が保育園を被告として地位確認等の訴訟を提起し、救済命令が発されたことによって、対象者を絞り込むことが可能ではないかと思います。これは一つの例ですが、こうしたことによつて検察官の判断をサポートできるのではないかと考えます。

言い忘れていましたが、三重県は裁判所、検察官に対して救済命令の不履行について通知した事例はありません。以上で意見発表を終わります。

委員に対する再審査申立てを取り下げたため、当委員会では、命令の確定後に両当事者に対して命令履行の状況報告を求めたところ、当該組合員は職場には復帰したもの、救済命令の原職復帰とは認められなかつたため、命令不履行と判断して地方裁判所に確定命令の不履行通知を行いました。それに対する裁判所の判断は、残念ながら不処罰というものでした。しかも、当委員会から不履行通知をした三日後に、当委員会のケースは確定判決ではなく、確定した救済命令の不履行が問題とされています。それから、訴訟上の和解が存在していまして、やや特殊な要素もあります。

事務局で確認した結果、不処罰の決定は法人の審査を行わない、いわゆる略式手続であつたことと、決定の告知は検察官のみに行い、検察官から、決して組合員を解雇したことをめぐつて救済が申し立てられた事案です。これに対し当委員会は組合の主張を認め、解雇を無効として当該組合員の原職復帰と賃金相当額の支払いを命じました。これに対して保育園側は再審査を申し立てました。そして、これと並行し

て解雇された組合員が保育園を被告として地位確認等の訴訟を提起し、救済命令が発されたことによって、対象者を絞り込むことが可能ではないかと思います。これは一つの例ですが、こうしたことによつて検察官の判断をサポートできるのではないかと考えます。

言い忘れていましたが、三重県は裁判所、検察官に対して救済命令の不履行について通知した事例はありません。以上で意見発表を終わります。

委員に対する再審査申立てを取り下げたため、当委員会では、命令の確定後に両当事者に対して命令履行の状況報告を求めたところ、当該組合員は職場には復帰したもの、救済命令の原職復帰とは認められなかつたため、命令不履行と判断して地方裁判所に確定命令の不履行通知を行いました。それに対する裁判所の判断は、残念ながら不処罰というものでした。しかも、当委員会から不履行通知をした三日後に、当委員会のケースは確定判決ではなく、確定した救済命令の不履行が問題とされています。それから、訴訟上の和解が存在していまして、やや特殊な要素もあります。

事務局で確認した結果、不処罰の決定は法人の審査を行わない、いわゆる略式手続であつたことと、決定の告知は検察官のみに行い、検察官から、決して組合員を解雇したことをめぐつて救済が申し立てられた事案です。これに対し当委員会は組合の主張を認め、解雇を無効として当該組合員の原職復帰と賃金相当額の支払いを命じました。これに対して保育園側は再審査を申し立てました。そして、これと並行し

行為の申立てがなされるという残念な結果になりました。

先ほど述べたとおり、本県のケースは救済命
令後に訴訟上の和解が成立し、その和解では、
解雇無効ではなく撤回をしている、それから、
原職復帰の内容が救済命令とはやや違った合
意をしていることをみますと、形式上は救済命
令が確定しているものの、実質的には解雇等に
ついては訴訟上の和解で決着したとみる要素
が多分にあり、この点、和解条項を見ても趣旨
が不明確であり、そういったことが裁判所の不
処罰の理由になつているのではないかと推測
する意見もあります。本件のテーマとはやや違
う要素が含まれているものですが、事例を紹介
させていただきました。

○江田委員（島根・使） 島根県労働委員会においては、議題のような事例の経験はありますので、本議題について当労委で行った意見交換の内容を紹介させていただきたいと思いま

本議題の説明によると、和解協定の不履行及びそれに対する団体交渉に応じなかつたことが、労働組合法第七条第一号及び第三号の不当労働行為に当たるとした救済命令は、確定判決によつて支持されています。それにもかかわらず、検察官は「嫌疑不十分」として不起訴と決定しています。「嫌疑不十分」ですから、検察

は疑わしいが有罪に持ち込むことが難しいと判断したことになります。本件の「嫌疑不十分」の理由は不明ですが、不当労働行為の態様の特色を考えれば、今後、確定判決により支持された救済命令の不履行があつた場合、個人一人ひとりを提えると「嫌疑不十分」となる可能性は大きいにあると思われます。なぜなら、不当労働行為事件においては、労使関係をめぐる様々な事実関係、諸般の事情を総合的に考慮して、不当労働行為の成否を判断する場合が多くあります。救済命令の不履行があつた場合に、その行為者を特定するときにも、このことが関係していくると思われます。

そこで、救済命令の名宛人は最高裁判例により法人 자체であるとされていますから、命令の不履行の責任は法人自身が負うべきであつて、その处罚内容は法人に対する罰金刑とすべきであるという意見がありました。私自身も、この考え方が妥当ではないかと考えています。

なお、法人そのもののほかに、法人の代表者が負うべきであるとか、法人に加えてその代表者ないし労務担当重役、工場長などを加えるべきであるなど、様々な意見が出されました。しかし、使用者側としては罰金を科されること是非常に重い問題であり、厳格に処理していただきたいと思います。

和解は紛争を円満に終わらせ、将来の労使関係の安定に大きく貢献する最善の解決方法と考えています。和解を進める参与委員の立場に立って考えると、この事例のような事態が見過され、放置されると、今後の和解作業において説得が功を奏さず、和解によって紛争を解決することが困難になるものと考えます。よって、早急に対応すべき問題であることは、この点からもはつきりと言えると思います。以上で発言を終わります。

○折田委員（高知・労）　高知の経験ですが、一九四九年以降三四の命令、うち救済命令は一

することが望ましいとも考えられるわけです。しかし、使用者が救済命令について現に争つている緊急命令段階での不履行と、司法手続において攻撃防衛を尽くした確定判決を経た後の一連背とは、責任の度合いが異なることは認めなければならぬだらうと思ひます。

次に、処罰の対象についても、これまでに語られていましたように、法文上明らかに異なる表現が用いられているところです。これに加えて法第二八条の「その行為をした者」については、何人の方から論及がありましたが、法文上その対象が明確でなく、学説上も争いがあるところです。ただ、法第二八条と第三二条との整合

二件あります。この間、行政訴訟の提起は六件ありましたが、判決によつて支持された命令に違反した事例はありませんでした。なお、緊急命令の申立ては二件ありますし、このうちの一件は使用者が緊急命令に従わないとして、不履行通知を二度行つています。この結果、一度目に一〇〇万円、二度目には一五〇万円の過料が科されました。が、最終的には当事者間で和解が成立し、解決しています。

性を考えて読むとするならば、やはり「その行為をした者」とは、使用者のために権限をもつて現実に救済命令に反する行為をした者を言うと解釈されるを得ないとと思われます。ただ、留意点①でも指摘されていますように、このように解するならば、やはり命令の名宛人と处罚の対象が異なるケースが出てくる場合もあり得ます。そうなると命令に従うべき公法上の義務のある使用者が处罚を免れることとなり、命

続いて、設問一に関してです。労組法上、緊急命令及び確定命令に対する不履行と、確定判決に支持された命令の不履行では、明確に取扱いが異なっています。命令の実効性確保の観点からは、緊急命令等の不履行についても、確定判決を経た場合と同様に、より重い刑罰を規定されるところです。そこで、できるだけ處罰対象を広げて現実の行為者と命令の名宛人である使用者の双方を処罰の対象とする見解、あるいは命令の名宛人である使用者を対象とすべきという見解もあるわけです。しかし、第一八

条には両罰規定が存在しておらず、現実の行為者に加えて命令の名宛人である使用者を処罰することは困難であり、また、法第三二条と第二八条とは、条文構成、文言が明らかに異なることから、法第一八条が現実の行為者でなく命令の名宛人である使用者を対象としていることとは困難であると考えざるを得ないと思うところです。労働委員としては、大変もどかしいところですが、この点についてはやはり立法による解決を待つほかないのではないかと思います。

留意点③で指摘されていますように、緊急命令が本案と同時審理されることになりますと、その間、使用者の緊急命令違反に何ら手立てを講じることができないという、極めて不都合な事態が生じる可能性があります。この点については、裁判所の運用の問題が大変大きいと考えます。つまり、緊急命令は命令の実効性を確保するために、法が特に設けた制度ですので、裁判所は法の趣旨を尊重して迅速に審理すべきであると考えます。そこで、この官労働委員会が上申するなどして、迅速な審理を行い、命令の意義を没却させぬよう、裁判所を促すことが大変重要ではないかと考えます。

最後に、設問三に關してですが、明解な見解を示すことはできませんが、命令の実効性を確保する観点から、若干私見を述べさせていただきます。私は、労組法に規定されている緊急命令

の制度は、救済命令の実効性を確保する上で、極めて有効な制度であると考えています。この点を中心に、立法措置等制度の充実を図つていくことが、極めて重要であると考えます。申しますのも、冒頭申し上げましたように、当労働委員会では、かつて不履行を続ける使用者に高額な過料が科されたことで和解に至った事例を経験しています。したがって、場合によってはこの過料は刑罰に匹敵するほどの抑止力と実効性を有するのではないかと思つています。

また、不履行後に使用者が翻意して履行した場合など、事情の変化があつた場合、裁判所としても将来に向けた円滑な労使関係の構築の視点から、柔軟に対応することも可能ではないかとも思つています。

労働委員会の緊急命令の申立てに対し、裁判所が不可罰と判断した場合、一般には労働委員会に抗弁権は認められていないと解されています。しかしながら、この制度は命令の実効性を確保するため、法が特に認めたものであることから、通知義務が課せられる労働委員会については、不服申立て制度の立法化が検討されてよいのではないかと考えます。以上をもつて私の発言とさせていただきます。ありがとうございます。

○山内副議長（青森・労） 墓上で意見を発表

された方、また会場から発言をされた方、それぞれ貴重な御意見をありがとうございました。各労働委員会の意見にも、対象となる事件内容によって進め方や対応に違いもありましたが、申しますのも、冒頭申し上げましたように、当労働委員会では、かつて不履行を続ける使用者に高額な過料が科されたことで和解に至った事例を経験しています。したがって、場合によってはこの過料は刑罰に匹敵するほどの抑止力と実効性を有するのではないかと思つています。

さて、青森県労働委員会の状況について、少しだけ申し上げます。私が委員となつて二十六年間の事件については、ほぼ和解で終結して

おり、個人的には本件議題のような事案の経験はありません。ただ、事務局に過去の記録を調べてもらつたところ、昭和六一年に同一当事者

間で属した四件の事件については、一括して検察官へ確定命令の不履行通知を行つたとい

う事例が、一件ありました。この事例は、最終的には不起訴処分となりました。また、緊急命

令を申し立てた事例については一五件あります。

したが、これも平成五年を最後に現在まで対象となる事件はありませんでした。その中で、緊急命令申立てが却下となつた事例について申し上げます。この事例は、会社が当労働委員会を相手方として取消訴訟を提起したため、本案訴訟の判決が出るまで命令不履行の状態が続くことは組合における損失や団結権に対する影響が大きいと当労働委員会で判断し、緊急命令を申し立てたという事例です。地裁は、短期間でも勤務をしている状況がある以上、経済的損失は大きくなく、緊急性は認められないとして、緊急命令の申立てを却下しました。

このように青森県においては、確定命令の不履行や緊急命令の申立て自体が近年非常にま

たとおり、事例が少なくなつてきていているとはいえない、この問題について、委員としてきちんと理解を深めておかなくてはならないと感じたところです。

私の所属している秋田県労働委員会でも、二〇〇〇年、不当労働行為事件を扱つた件数は、平成一九年が一件、二〇〇〇年が〇件、二一年が一件、二二二年が二件、二三年が〇件ということで、件数そのものが大変少なく、今日皆さんに研究していただきたいような案件は発生していません

し、私の拙い経験の中でもこのような問題意識がなかつたものですから、今日の第二議題の討議は大変参考になりました。

特に、兵庫県あるいは三重県の委員の方からは、法律をこの方向で改正したらどうかというような具体的な提案もいただきました

し、岡山県、香川県、最後に場内からも、その地区の具体的な事例を発表いただきまして、本当に参考になりました。

本日、私が副議長を務めるに際して、事務局から資料をいただきましたので、少し披露させていただきたいと思います。今年の六月に衆議院でも、使用者の労働委員会救済命令不履行是正に関する質問が出されていまして、そのような問題意識が提起されているようです。内容をみると、裁判所の緊急命令が出されても、使用者が労働委員会の命令を履行していない件数は、ここ数年、中労委扱いで平成二二年に四件ぐらいあります、二二年、二三年は〇件です。それから、都道府県の委員会の関係では、平成二二年は一件、二三年は一件です。救済命令が確定判決によって支持された場合に、使用者がこれに違反してなお履行しない件数も、労委関係で各年一件ずつ、平成二三年は〇件、都道府県労委の関係でも、平成二三年に一件ということで、答弁がなされています。ほとんどどの使用者が確定した救済命令に従つていて、いうような答弁になつております。やや問題意識が薄いのではないかなどという感じがしています。とはいものの、この一件、二件というのは、たぶん極めて複雑に絡まつたような問題で、かつ不当労働行為が繰り返しきつてているような事案だと思いますので、今日審議された命令の実効性確保というのは、やはり早急に立法的

な解決も含めて検討すべき課題ではないかと、改めて思いました。

○井上議長（大阪・公） 最後に私から簡単に御礼とお願いを申し上げたいと思います。本議題は、労働委員会の救済命令について、実効性の確保がどのように図られているか、実施法と改善点について討議いたぐものでした。労働委員会として検討すべき重要な課題であり、このような議題を提案いただきました北海道労委の道労委員、また様々な角度から貴重な御意見を賜りました各県労委の皆様方には、心より感謝申し上げたいと思います。

各労委におかれましては、本日の意見発表を踏まえ、引き続き御検討いただければと思います。以上をおちまして、第一議題の審議を終了いたします。